

# 委員会の焦点

～委員会審査報告から～

## 都市公園条例改正案 などを審査

経済建設委員会

経済建設委員会で都市公園条例及び榑川地区公園条例の一部を改正する条例案や平成19年度一般会計補正予算案など5議案のほか、追加提案された人事院勧告に伴う同年度一般会計補正予算案など5議案を審議し、原

案通り認めることとしました。都市公園条例に関する改正案については、委員が自販機の占用料実績や電気料の実情などを質問。これに対し、平成18年度決算額で126万円の占用料収入があったことや、電気料は自販機の設置者が負担することを説明。また、通常の映画撮影の場合は、今回の条例では適応しないとの補足

説明もありました。平成19年度一般会計補正予算案については、委員から丘駅周辺整備事業や道路新設改良事業などに関して質疑があり、これに対して、広丘駅用地取得費の増額について、東口広場の用地を土地開発公社から取得して来年度からの整備工事に備えたいなどの答弁がありました。



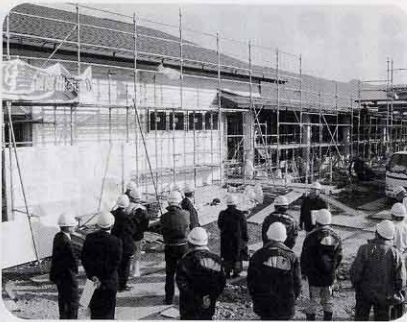
市内に27箇所ある都市公園  
(塩尻北部公園：広丘原新田)

## 洗馬児童館の 指定管理者を指定

福祉教育委員会

当委員会に付託された案件7件であり、慎重審査の結果いずれも原案のとおり認める事としました。洗馬児童館及びふれあいセンター洗馬の指定管理者の指定については、相手方を社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会とし、

指定の期間を平成20年4月1日から平成25年3月31日までと定めるものです。職員体制は現在社協と調整中であるが、児童館は施設長1名、児童厚生員2名が義務付けられており、ふれあいセンターは施設長のほか支援員や看護師などが予定され、両施設とも必要に応じてパート等を採用していくとの説明がありました。



委員会審査後、ふれあいセンター洗馬  
建設現場や、市内福祉施設を視察

平成19年度の一般会計補正予算では北部子育て支援センター及び吉田児童館分館の改修工事は合計で1千596万円との説明を受けました。木曾漆器館の展示室改修工事については県の交付金を充てたとの説明があり、委員より今後市民向け講座等も含めPRに努めてほしい旨の要望がありました。

## 手数料・使用料を見直し

総務環境委員会

本定例会で当委員会に付託された案件は条例案件4件、予算案件3件で慎重審査の結果、いずれも原案のとおり認める事としました。廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、し尿の収集、運

搬及び処分並びに一般廃棄物の処理施設の利用に係わる手数料の見直し、また、斎場条例の一部を改正する条例は、使用料を見直すもので、特に斎場使用料については、昭和54年以降の改正となるものです。使用料、利用料などについては、受益者負担の原則や他市の状況を加味して改正をす

る旨意見が出されました。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、人事院勧告に基づき給料の改定をするものです。継続審査の請願1件は趣旨採択、議員提出議案は可決、陳情4件は採択、1件は不採択となりました。今後も、市民サービス向上に向け委員会として取り組んで参ります。



手数料の見直しにより、衛生センター  
施設利用手数料も改正された。